

「令和 6 年度県有施設等への電気自動車用急速充電設備導入事業」
質問に対する回答書

令和 6 年 10 月 17 日更新

番号	質問内容	回 答
1	仕様書 2 (2) ア 徳島県行政財産使用料条例上の「土地の使用面積に対する時価」とは、どの程度か。また、対象範囲はどこまでか。(設備設置箇所のみ、駐車マスも含む etc)	使用面積が不明であるため、回答しかねます。また、対象範囲は、E V 急速充電設備設置及び付帯設備（配線、看板、分電盤等）となります。なお、駐車スペースにペイント等を施す場合は、当該スペースについても対象範囲に含まれます。
2	仕様書 5 (1) 徳島県庁の駐車場利用可能時間は何時から何時までか。	開庁日の 8 時 20 分から 18 時 15 分です。
3	既設充電器利用回数 各既設充電器の利用回数の至近 1 年間の利用回数はどのくらいか。	全ての参加事業者に参加資料として、令和 5 年度の利用回数について提供します。
4	仕様書 2 (2) エ 7 か所全ての設置が必須か。利用状況によっては対象を絞ることは可能か。	仕様書 2 (2) エにおいて、対象施設において可能な限り E V 急速充電設備の設置を検討することとしており、7 か所全ての設置は必須ではございません。利用状況によって対象を絞ることも可能です。
5	仕様書 2 (2) キ 基礎や看板類など、既設の設備を流用する場合は無償譲渡頂けるか。	既設設備の流用については、個別に協議の上、判断いたします。
6	仕様書 2 (2) ク 既設置設備の充電器については、撤去・廃棄を行う場合、事業者譲渡し撤去とするのか、あるいは県所有物を他者が撤去するのか。産業廃棄に関するマニフェストなどはどのように考えているのか。	別途締結する協定書に基づき、県所有物である既設置設備を提案事業者において撤去していただきます。 本事業は撤去を行う工事であるため、廃棄する場合は元請業者が排出事業者として、マニフェストを交付し廃棄物を管理する必要があります。
7	設置後の移設 設置後に道の駅改修などによって移設の必要があった場合などは、原則起因者負担と	設置された充電設備の撤去及び原状復帰に係る費用については、原則起因者負担となります。その他費用負担が発生する場合は、個別に協議の上、判断いたします。

	考えてよいか。	
8	仕様書 「電動車のための公共用充電施設における ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン(2024.8 経産省 国交省)」において、「まずは高速道路 S A ・ P A や道の駅といった不特定多数の方が利用する公共施設に設置される公共用急速充電施設を中心に積極的な対応を促していくこと」とされているが、道の駅でのバリアフリー提案は必須と考えてよいか。	ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応について、本プロポーザルにて必須項目として定めていませんが、当該ガイドラインの趣旨に沿った積極的な提案をお願いいたします。
9	募集要項 8 (1) 都道府県税の納税証明書とは、事業者の本社所在地の都道府県税の納税証明書又は完納証明書を提出すればよいか。それとも徳島県税の完納証明を提出する必要があるか。	事業者の本社所在地の都道府県税の納税証明書又は完納証明書について提出をお願いいたします。なお、本プロポーザルの提案者が事業所等（本社以外）の場合は、当該事業所等の所在地の都道府県税の納税証明書又は完納証明についても提出をお願いいたします。
10	仕様書 3 設置予定施設への複数台設置は可能でしょうか？	複数台もしくは複数口設置の提案は可能です。実際に導入する台数（口数）については、施設管理者と協議の上、決定いたします。
11	仕様書 3 施設への具体的な設置場所、電柱の位置等の情報を頂けないでしょうか？	対象設備の設置場所は、既設充電設備付近への整備を想定していますが、施設内の他の場所への設置を提案いただくことは可能です。また、電柱の位置等については、協定締結後に実施する現地調査において確認をお願いいたします。